

申告は  
期間内に

# 市・県民税の申告と 所得税の確定申告

申告期間は2月17日(月)～3月17日(月)

市・県民税の申告は、平成26年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入や所得があった方に義務づけられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告は期間内に忘れずにお済ませください。

## 市・県民税の申告

### ●申告が必要な方

平成26年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。所得税の確定申告をする方は、申告する必要はありません。

①給与所得者

▼勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない方(市への提出の有無は、勤務先に確認してください。パート、アルバイトなども含まれます)

▼給与所得以外に所得がある方(営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方)

②給与所得者以外の方

▼所得税が課税になる所得金額に達しない営業・農業・不動産・雑などの所得がある方

▼公的年金の所得者の方で、扶養社会保険料、生命保険料、医療費などの所得控除を受ける方

③市内に事業所、事務所、住宅があり、狭山市以外に住所がある方

他の市町村で課税されている場合、市内に事業所や住宅がある場合、申告が必要な場合があります。(事業所・家屋敷課税)

※収入がない方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、国民年金

保険料の免除申請、保育所の入所手続き、臨時福祉給付金の申請などに、所得の証明書が必要となる場合がありますので、申告することをお勧めします。

### ●市役所での申告書の受付

市役所会場では、パソコンで申告書を作成するため、事前に所得税の確定申告書を手入力する必要はありません。ただし、医療費控除などの申告をする方は、事前に明細書の作成をお願いします。

また、申告会場は大変混雑しますので、お車での来場は、ご遠慮ください。なお、待ち時間が2～3時間になることもありますので、申告書類は自書したうえ、なるべく

## 主な税制改正

### ○市・県民税の均等割額の引き上げ

平成26年度から35年度までの10年間、均等割額が現行の4千円から5千円(市民税500円・県民税500円の加算)になります。これは、「東日本大震災からの復興に関する地方公共団体の防災に関する施策」が施行されたことによる措置で、地方公共団体が27年度までに緊急に実施する防災事業の財源とするためのものです。

### ○給与所得控除の上限設定

平成26年度(平成25年分)より、給与収入金額が1千500万円を超える場合の給与所得控除に245万円の上限が設けられます。

### 問合せ

●市・県民税に関すること

●所得税に関すること

市役所 2993・9111  
市民税課へ内線1091  
所沢税務署へ  
2993・9111  
(自動音声に従って  
用件をお選びください)

## 市・県民税申告や確定申告に必要なもの

- ◆印鑑、筆記用具、計算機など
- ◆平成25年中の収入金額の分かる資料(源泉徴収票など)
- ◆各種控除に必要な資料として、25年中に支払った国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの領収書か市から送付される納付済額のお知らせ、国民年金保険料の支払い証明書か領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ◆障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書など
- ◆医療費控除を受ける方は、25年中に支払った病院、薬局などの領収書と保険金などで補てんされた金額(今後、支払われるものも含む)が分かる通知と、個人・病院ごとにまとめた明細書など
- ◆所得税の還付申告をする方は、申告者名義の預貯金通帳など、支店名、口座番号が分かるもの

※高齢年金の源泉徴収票や成人用おむつ代、高齢者の障害者控除証明については10ページを参照

## 所得税の確定申告

### ■申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。確定申告をすることで、所得税を納付する場合と還付される場合があります。

所得税の還付申告は、1月から所沢税務署で受け付けます。

### ①給与所得者

▼勤務先で年末調整を受けていない方(途中退職した方など)

▼2か所以上から給与の支払いを受けている方(前職分を含めて年末調整をした方を除く)

▼年収が2千万円を超えている方

▼給与所得以外の所得が20万円を超えている方

▼雑損・医療費・寄附金・住宅借入金等特別控除などを受ける方

②給与所得者以外の方

▼営業・農業・不動産・雑(公的年金を含む)などの所得が所得控除を超えている方

▼公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、他の所得の金額が20万円以下である場合は、確定申告書の提出はしなくてもよいことになっています

▼土地、建物、株式、先物取引などの分離所得がある方

### ■確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページの申告書作成コーナーなどを利用して、ご自分で作成のうえ、郵送などです。また、電子申告e-Taxを利用するとインターネットで申告

で所沢税務署へ提出してください。また、電子申告e-Taxを利用するとインターネットで申告

## 60歳以上の方の出張申告会場

実施日	受付会場	受付時間
1月31日(金)	新狭山地区センター	9時～11時
	奥富公民館	14時～16時
2月3日(月)	狭山台公民館	午前の部 9時～11時
2月4日(火)	広瀬公民館	午後の部 13時～15時
2月6日(木)	堀兼公民館	9時～11時
	水富公民館	14時～16時
2月7日(金)	入曾公民館	午前の部 9時～11時
2月10日(月)	水野公民館	午後の部 13時～15時
2月12日(水)	柏原公民館	13時～15時

※受け付ける申告は、市役所会場と同じです。申告者用の駐車場はありませんので、ご注意ください